

東京都公報

発行
東京都

目次

- 東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則
（病院経営本部サービスマン推進部事業支援課）……………一
- 基本測量の実施（四件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………（環境局自然環境部計画課）……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………三
- 保安林の指定解除予定……………（産業労働局農林水産部森林課）……………五
- 東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則の発生及び選挙期日……………五
- 東京海区漁業調整委員会委員補欠選挙における繰上投票を行う投票期日……………五
- 東京海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………五
- 東京海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………五

挙会の場所及び日時……………五

○平成八年東京都選挙管理委員会告示第百三十八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………五

○平成九年東京都選挙管理委員会告示第百十九号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………六

告 示（選挙長）

○東京海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………七

公 告

○優良映画等の推奨……………七
（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）……………七

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………七
（産業労働局商工部地域産業振興課）……………七

○東京海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所……………（東京都選挙管理委員会）……………八

雑 報

○東京都職員共済組合の招集……………（東京都職員共済組合）……………八

規 則

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成三十年六月十九日
東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十八号
東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例施行規則（昭和三十六年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項第一号（三）キを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第八百七十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年六月十九日
東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土地理院

二 測量の種類 基本測量（離島の基準点設置作業）

三 測量の区域 三宅島三宅村地内

四 測量の期間 平成三十年七月二日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第八百七十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年六月十九日
東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土地理院

二 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）

三 測量の区域 東京都地内

四 測量の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

●東京都告示第八百八十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土地理院

二 測量の種類 基本測量(機動観測)

三 測量の区域 大島町及び小笠原村各地内

四 測量の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

●東京都告示第八百八十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土地理院

二 測量の種類 基本測量(電子基準点現地調査)

三 測量の区域 千代田区地内

四 測量の期間 平成三十年五月一日から平成三十一年三月三十一日まで

●東京都告示第八百八十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

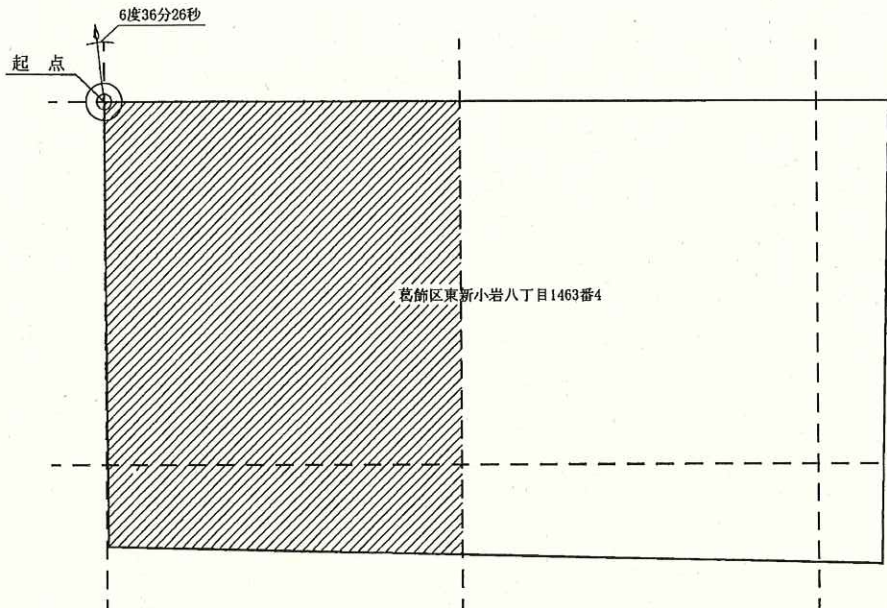
平成三十年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区東新小岩八丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



(凡例)

- - : 単位区画
- : 敷地境界及び筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

(起点)

起点は、葛飾区東新小岩八丁目1463番4の最北端とする。

(格子の回転角度(6度36分26秒))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百八十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

平成三十年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称

二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所

三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役社長 青山 幸恭

●東京都告示第八百八十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(日野市石田一